

令和6年 第12回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年12月23日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	欠席
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	出席
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 俊介 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第12回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに5番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
議 長	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1については8番委員に直接関係がありますので審議の間、退出をお</p>

願いいたします。

～ 8 番委員退出～

番号 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇
〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字
〇〇△△△△番△ 地目 畑 面積 7 6 2 m² 権利内容 所有権 理由 規模
拡大 自作地 9, 9 5 8 m²、借受地 0 m²、貸付地 0 m² 取得状況 令和 3 年 7 月
2 3 日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態 専業 所有機械 ト
ラクター 1 台、田植機 1 台、管理機 2 台、トラック 1 台 位置 農用地区域 自
宅から 1 キロ

4 ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状
況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。

受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでし
た。受人は現在 6 9 歳の方で、〇〇〇を中心に米・露地野菜の耕作を行う方
です。労働力は 1 人で農業従事しているとのことです。

申請地取得後は露地野菜のながうりの栽培を行いたいとのことです。

申請理由ですが、渡人は農業を行わないため、受人に農地を譲り渡したいとの
ことです。

以上番号 1 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

農地法第 3 条の規定による番号 1 を審議いたします。推進委員東兎玉 1 番よ
り意見がありましたら願いいたします。

推進委員
東兎玉 1 番

受人より連絡ありました。現地は道路沿いで出入りもしやすく、現状はきれい
に耕耘されておりました。渡人は農業を行わないようで、受人は申請地の近くを
中心に広く耕作されていますので問題はないと思います。ご審議の程よろしく
願いいたします。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ

うですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可と決定します。

続きまして、番号2については2番委員に直接関係がありますので審議の間、退出をお願いいたします。

～2番委員退出～

番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページ番号2をご覧ください。受人大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇△△△番地 地目 田 面積1,731㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地7,845㎡、借受地68,336㎡、貸付地0㎡ 取得状況 昭和62年10月7日 相続 不耕作 無 家族数1 従農数1 経態 専業 所有機械 トラクター4台、田植機2台、コンバイン1台 位置 農用地区域 自宅から1km。

7ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。

受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。受人は現在65歳の方で、〇〇・〇〇地区を中心に広く耕作を行う米麦農家です。労働力は1人で農業従事しているとのこと。申請地取得後は米麦の栽培を行いたいとのこと。

申請理由ですが渡人は高齢になってきたため農地を受人に譲り渡したいとのこと。

以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

	<p>農地法第3条の規定による番号2を審議いたします。10番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
10番委員	<p>受人は、申請地の近くを広く耕作しており、規模拡大をしている米麦農家です。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉2番	<p>申請人から連絡ありました。申請地はきれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ番号3をご覧ください。受入 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇△△△番地 △ 地目 畑 面積 349㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地 0㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和4年7月2日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 兼業 所有機械 耕耘機1台、トラック 1台、防除機3台 位置 農用地区域外 自宅と申請地は接続。</p> <p>8ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状</p>

況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。申請地の隣に自宅があります。申請地の現在の状況は、露地野菜が営農されている状況です。

受人は現在60歳の方で、職業は大学の職員とのことです。労働力は3人で本人と妻と妻の父で耕作を行っているとのことです。新規取得とのことです。申請地を既に、受人が耕作しており、申請地取得後も野菜の栽培を行いたいとのことです。

以上番号3の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

農地法第3条の規定による番号3を審議いたします。3番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

申請人から連絡あり、現地確認したところ、きれいに露地野菜が植わってありました。受人の自宅裏とのことで進入路がなく、受人の自宅敷地からしか出入りできないため、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
松久2番

申請地を現地確認しました。露地野菜がきれいに植わっており特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可と決定します。

	<p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第3条の番号1から番号3の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10ページをご覧ください。番号1 受人 ○○市○○○△△△ ○○○○株式会社 渡人 大字○○○△△番地 ○○○○ 土地の所在 大字○○○字○○△△△番△ 地目 畑 計1筆 235㎡ 転用目的 一時転用 資機材置場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和7年6月30日 申請内容 公共工事に伴う資機材置場 取得状況 令和5年10月5日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から15m</p> <p>11ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>こちらは8月の総会に諮りました一時転用の更新期限が1月末で切れるため、再び更新を行うものです。</p> <p>以前から許可を受けていた案件は上下水道工事に係るものでしたが、今回、同じ箇所の歩道整備工事の発注にあたり入札を行ったところ、○○○○が再び落札したため、引き続き申請地を使用したいということで申請がありました。工事を行うにあたり、資材、重機等を置くための一時転用申請になります。農地の上にシートを敷きその上に鉄板を置き、資材等を置き工事を行い、工事終了後はシート及び鉄板を撤去し農地の状態に戻すとのことです。</p> <p>今回の工事は来年6月までかかる予定とのことで、転用期間は6月末までとなっています。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。10番委員より補足説明があればお願いいたします。</p>
10番委員	<p>工事は違いますが、前回と同じ業者で、申請地はきれいに使っているので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	特に問題はございません。ご審議お願いいたします。
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いいたします。</p>
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第3号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>13ページをご覧ください。町より地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会の依頼がありました。</p> <p>本議案につきましては法律の農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定で、農業委員会に意見を聞くこととされており、審議をお願いするものです。町の方ではこの計画の策定のため、地区ごとに担い手を中心に関係者を募り、話し合いを行い、実際に地区ごとの地域計画案が提出されました。</p> <p>それでは、提出された地区ごとの計画案を説明させていただきますので議案</p>

書14ページをご覧ください。

こちらは、下児玉地区の地域計画の案になります。内容を説明します。

1 地域における農業の将来の在り方を記載しています。

(1) 地域計画の区域の状況です。ここには、区域内の農用地等の面積39ヘクタール、その内①農業振興地域内(青地)の農地面積39ヘクタール、その内②田の面積30ヘクタール③畑の面積9ヘクタール、区域内の規模縮小などの意向がある農地の合計6ヘクタール 区域内において今後担い手が引き受ける意向のある農地の面積1.5ヘクタールとなっております。

(2) 地域農業の現状及び課題が記載されています。ご参照ください。

(3) 地域における農業の将来の在り方が記載されています。農業者が国から様々な補助金等をもらう上で、ここに記載があることが今後要件になるとのことなので、補助金の取りこぼしがないように、美里町で行っている農業、作物に関するものを記載しています。ご参照ください。

右のページをご覧ください。2 農業の将来の在り方に向けた、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ということで、

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針が記載されています。地主による耕作が難しくなった農地については農地中間管理事業への貸付を進め、担い手農業者への農地の集積・集約を推進していく

(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、現在の集積率37%こちらは地区内の担い手に集積してある面積です。将来目標とする集積率60%

(3) 農用地の集団化に関する目標ですが町内に集約化された農地団地があるのは広木・駒衣地区の1か所のみ 今後も担い手農業者の定期的な協議を開催し、農地の集積・集約化を推進していくという目標です。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置ということで農地の貸し借りの基本的なことをおさえるように記載しています。要約して読み上げますと、地主による耕作が難しくなった農地については、農地中間管理事業への貸付けを進め、担い手農業者(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)への農地の集積・集約化を推進していく。

エリア内の既存農家で農地集積、集約を推進していても、エリア内の耕作が難しくなると予見される場合は、地域内外から多様な経営体を募り、そのエリアに担い手として定着するために、町、県、農林公社、JA等が連携し、必要な支援を行っていくということが書かれています。

次のページをご覧ください。

4 地域内の農業を担う者です。

ここには地区の認定農業者や5000㎡以上耕作している方の名前を記載しており、人ごとの現状面積と10年後の目標面積を記載しています。

5 農業支援サービスの事業者一覧をご覧ください。

・町の農作業受委託表に記載のある農業者名

・ J Aひびきのファームを候補として記載しています。
最後に 6 目標地図です。
この目標地図の作成方針としましては地主が今後も耕作する農地は地主名を記載、担い手が借りている農地については担い手農業者を記載、所有者が不明の農地については無色、 10年後までに担い手に集積・集約予定農地については赤枠で記載しています。次のページをご覧ください。こちらは実際の下児玉地区の目標地図になります。
右側に担い手名が記載してあり、色分けされています。
このように地区ごとに同じように計画が提出されております。時間の関係上他の地区の説明は省略させていただきます。ご了承ください。
17ページから19ページが十条地区の計画案、20ページから22ページが小茂田、関、阿那志地区の計画案、23ページから25ページが沼上・根木・阿那志地区の計画案、26ページから28ページが古郡地区の計画案、29ページから31ページが広木・駒衣・木部地区の計画案、32ページから34ページが甘粕・猪俣（小栗）地区の計画案、35ページから37ページが猪俣地区の計画案、38ページから40ページが中里地区の計画案、41ページから43ページが白石（大仏）地区の計画案、44ページから45ページが白石（湯本）地区の計画案となっております。
説明は以上になります。ご審議お願いいたします。

議 長 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。8番委員。

8番委員 地域計画に係る農業委員・推進委員の役割を簡単に教えてください。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画に係る委員の役割ですが、今後も地域の話し合いは行われていきますので、その際は話合いの場への出席し、意見や指導をしていただいたり、計画の目標達成に向けた所有者と耕作者の利用調整などが役割となっております。目標達成にあたっては、地元の事をよく知る委員のご協力が重要になってくると思います。

議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。10番委員。
10番委員	集積率目標60%とありますが、これはいつまでという期限はあるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	地域計画は10年後の地域農業の在り方を示した目標になります。
議 長	<p>他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会について意見なしと決定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>続きまして、第4号議案の美里町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）に関する意見照会について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>46ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。</p> <p>47ページをご覧ください。番号1 事業計画者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 変更目的 敷地拡張（駐車場）除外申請地は、大字〇〇〇</p>

す。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますので、よろしくお願
いたします。説明は以上となります。

議 長

美里町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）に関する意見照会ついて審議
いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意
見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら
挙手をお願いいたします。

他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がな
いようですから、採決したいと思います。美里町農業振興地域整備計画（農用
地利用計画）に関する意見照会ついて意見なしと決定してよいと思われる農業委
員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

賛成全員につき、意見なしと決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさ
せていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会を会長代理、お願いいたします。

会長代理

以上をもちまして、第12回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありが
とうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月23日

議 長

署名委員

署名委員